

募集内容等に関する質問への回答【第一次】

施設名	宮崎市佐土原町域社会体育施設
-----	----------------

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 3ページ7行目	(1)指定管理者の収入として見込まれるもの ①市が支払う指定管理料 指定管理料上限額が提示されていますが、収支予算書にて、上限額を超えて提示した際は、どのようになるのでしょうか。 また、各年度(令和3年度～8年度)ごとの上限額は決まっているのでしょうか。	指定管理料の上限額を超えて提示することに関しては問題ありませんが、上限額を超えた契約は想定しておりません。 また、各年度ごとの上限額は決まっています。
2	様式集 様式第12号	事業計画書の様式には「※審査項目に合わせる」とありますが、それは「設問は審査項目と同一とする、表形式や添付資料は様式第12号に従う」という理解でよろしいでしょうか。	事業計画書は、募集要項の12～13ページに記載されている審査項目を含んで作成をお願いします。なお、様式12号に記載されている事項が記載されていれば、任意の様式でも差し支えありません。添付資料は様式を指定しておりませんので、任意の様式で結構です。
3	様式集 様式第15号	自主事業計画書の様式は、必要事項(事業名、目的・内容等、実施時期・回数)が入っていれば違う様式で記載してもいいのでしょうか。	差し支えありません。
4	仕様書 5ページ	第3 開館・開場時間及び休館・休場日 1 開館・開場時間 各施設の開館・閉館時間は午前9時～午後10時までとなっているが宮崎市の端末では午前7時から予約が可能であり実際に7時からの利用者に対して6時過ぎには体育館を開放している状況である。なぜそのような端末設定になっているのでしょうか。	仕様書 9ページ(3)大会・イベント等への対応で「大会等の運営に必要な施設の使用案内や大会等の実施に係る助言及び施設開館時間の変更等の対応を含め、受入体制の確保等、主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の支援業務体制を確立するものとする」と記載のとおり、大会等の運営に必要であれば、主催者等との協議の上、開館時間の変更等の対応をお願いしています。 このことから、指定管理者に付与しているIDで公共施設予約案内システム(以下、システム)にログインした際、午前7時から予約が可能となっている理由は、通常の開館時間前から発生した大会等の運営のための事前準備に要した時間の使用料の徴収を可能とするためです。なお、使用者のIDでシステムにログインした際は、開館時間内の午前9時から午後10時までの予約が可能となっています。
5	仕様書 8ページ	第7 管理の基準 1 施設の貸出に関する業務 (2) 使用の受付 ② 一般使用の受付 会議室使用の受付について、競技施設の当選者が優先して申し込みができる期間を「使用日の2カ月前の11日から18日までの間」と記載されていますが、前回までの「使用日の2カ月前の12日から18日までの間」から変更となり、抽選日(11日)から申し込みが可能という理解でよろしいでしょうか。	【訂正事項】 公共施設予約案内システムでは、毎月11日が抽選日、12日が抽選結果通知日となっております。そのため、競技施設の当選者は「使用日の2ヶ月前の12日から18日までの間」が優先して会議室使用の申し込みができる期間となります。正誤表及び訂正した資料をホームページに掲載しております。

募集内容等に関する質問への回答【第一次】

施設名	宮崎市佐土原町域社会体育施設
-----	----------------

No.	質問項目	質問内容	回答
6	仕様書 8ページ	<p>第7 管理の基準 1 施設の貸出に関する業務 (4)入館又は入場の制限</p> <p>入館又は入場の制限を行うための適切な対策とは具体的にどのような対策でしょうか。</p>	<p>宮崎市体育館条例第11条に基づき、以下に該当する者がいた場合は、市と協議の上、状況に応じた対策をお願いします。 (入館の制限等) 第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入館若しくは入場を拒否し、又は退館若しくは退場を命ずることができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者 (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者 (5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をする者 (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示する者 (7) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認める者</p>
7	仕様書 12ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ①保守点検</p> <p>自家用電気工作物(法定点検)の点検周期について、保安規定に基づき実施とは「必ずしも毎月実施ではない」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載されている通り、保安規定に基づいて法定点検を実施してください。また、保安規定を変更する際は、法令等に従い、関係機関に協議を行ってください。</p>
8	仕様書 12ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ①保守点検</p> <p>事務所(法定点検)の点検者は、指定管理者による点検でよいのでしょうか。専門業者による点検でしょうか。</p>	<p>事務所衛生基準規則に基づいた点検をお願いします。その中で、指定管理者で対応ができる点検であれば、指定管理者の点検でかまいません。</p>
9	仕様書 12ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ①保守点検</p> <p>冷媒にフロン類を使用する業務用空調機第一種特定製品(法定点検)の簡易点検は、指定管理者による点検でよいのでしょうか。</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づいて点検をお願いします。その中で、指定管理者で対応ができる点検であれば、指定管理者の点検でかまいません。</p>

募集内容等に関する質問への回答【第一次】

施設名	宮崎市佐土原町域社会体育施設
-----	----------------

No.	質問項目	質問内容	回答
10	仕様書 12ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ①保守点検</p> <p>浄化槽(法定点検)の保守点検周期は、四半期に1回の専門業者による点検でよいのでしょうか。</p>	仕様書に記載されている通りです。浄化槽法と環境省関係浄化槽法施行規則に基づいた点検をお願いします。
11	仕様書 13ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ②植栽維持管理</p> <p>佐土原西体育館に花壇管理が入っていないので、駐車場横にある花壇の管理は行わなくてよいのでしょうか。 (花壇には矮性サルズベリが植栽され、以前は地域自治会で管理を行っていたようですがここ数年は放置されている状態である。)</p>	佐土原西体育館駐車場北側にある花壇は市道(歩道)上にあり、佐土原西体育館の敷地外となるため、管理対象外です。
12	仕様書 13ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ②植栽維持管理</p> <p>佐土原西運動広場の芝生草刈回数が年3回以上と記載されていますがグランドゴルフ等の利用者の苦情により指定回数以上に作業しています。提案したとおりの回数でよいのでしょうか。</p> <p>また、全てにおいて何回以上との表現になっていますが積算時には何回の回数を見込んでいるのでしょうか。提案以上の回数を実施するときは協議でよいのでしょうか。</p>	芝生草刈の回数については、仕様書に3回/1年以上と記載されているとおり、回数以上の作業を行っても差し支えありません。その際の協議は不要です。積算は過去の実績を基に算定しています。
13	仕様書 14ページ	<p>第7 管理の基準 5 維持管理に関する基本事項 (4)年間の管理内容 ③清掃管理</p> <p>佐土原体育館及び佐土原西体育館において、日常清掃の項目から灰皿の清掃がなくなっています。敷地内の喫煙所廃止と灰皿は撤去してもよいのでしょうか。</p>	<p>【訂正事項】 灰皿の清掃については日常清掃(施設内外の環境美化)の中に含まれています。平成28年3月の仕様書に記載していた「清掃に関わるその他の業務」に係る内容が漏れておりましたので、正誤表及び下記事項を追加した資料を掲載しております。</p> <p>その他の業務 ・施設内外の環境美化(ゴミ拾い等) ・その他、社会体育施設内の安全・機能・美観を維持する上で必要な業務</p>

募集内容等に関する質問への回答【第一次】

施設名	宮崎市佐土原町域社会体育施設
-----	----------------

No.	質問項目	質問内容	回答
14	仕様書 19ページ17行目	<p>第7 管理の基準 13 施設の管理運営に関して市が必要と認める業務 (6)公共料金等支払業務</p> <p>佐土原総合支所佐土原出張所の電気代も指定管理者で負担するのでしょうか。</p>	佐土原総合支所佐土原出張所の電気代も算定した上で指定管理料の積算を行っておりますので、指定管理料に含みます。
15	仕様書 21ページ	<p>第9 権限(責任)の所在 3 還付に関する事 ②施設使用取消認定</p> <p>これまで施設使用取消認定は宮崎市に権限がありました。指定管理者に権限が移行すると、どのような業務があるのでしょうか。</p>	宮崎市体育館条例第12条第5項第1項に基づき、使用者が「災害その他使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなかったとき」は、使用料の10割が還付されます。ただし、前述による理由により、使用者が公共施設予約案内システム(以下、システム)において使用取消を行った場合、宮崎市体育館条例第12条第5項第2項及び宮崎市体育館条例施行規則第7条に基づき、使用料の8割及び5割の還付が適応されてしまいます。これを防止するため、宮崎市体育館条例第12条第5項第1項に基づく使用取消が発生した場合は、指定管理者は、システムで使用料の10割還付が適用されるよう、施設使用取消認定を行わなければなりません。これは現在、指定管理者に通常業務でお願いしている内容であり、今回の指定管理者の選定において仕様書の見直しをしています。
16	仕様書 22ページ	<p>第10 職員の確保・労働条件について 3 職員の配置基準 (3)職員の配置基準 ① 佐土原体育館・西体育館</p> <p>火曜日が休館日に設定されていますが、休館日に施設に常駐する必要がありますか。</p>	常駐する必要はありません。
17	仕様書 別紙資料編 3ページ	<p>別紙1 管理対象区域 佐土原西体育館</p> <p>駐車場南側の法面は今回より管理区域外という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>【訂正事項】</p> <p>維持管理対象植栽にありますとおり、法面は管理区域内です。正誤表及び訂正した資料をホームページに掲載しております。</p>
18	仕様書 別紙資料編 4ページ	<p>別紙1 管理対象区域 佐土原西運動広場</p> <p>管理区域図面では、管理範囲が墓地も含まれる図面となっています。墓地も管理にはいるのでしょうか。</p>	<p>【訂正事項】</p> <p>墓地は管理区画には含まれません。正誤表及び訂正した資料をホームページに掲載しております。</p>

募集内容等に関する質問への回答【第一次】

施設名	宮崎市佐土原町域社会体育施設
-----	----------------

No.	質問項目	質問内容	回答
19	仕様書 別紙資料編 14ページ	別紙4 消防設備機器明細 宮崎市佐土原体育館 自動火災報知設備 自動火災報知設備の機器について、平成27年度の業務仕様書では、「定温式スポット型感知器3個」が記載されています。 今年度の資料には、記載されておませんが、実際には設置されています。撤去の予定があるのでしょうか。	【訂正事項】 宮崎市佐土原体育館の「定温式スポット型感知器3個」は撤去予定はございません。 正誤表及び訂正した資料をホームページに掲載しております。
20	仕様書 別紙資料編 14ページ	別紙4 消防設備機器明細 宮崎市佐土原体育館 自動火災報知設備 誘導灯の項目が2箇所あります。それぞれの項目におけるC級誘導灯(高感度)及び C級誘導灯(10W)の設置場所を教えてください。	【訂正事項】 宮崎市佐土原体育館のC級誘導灯(高感度)及びC級誘導灯(10W)については、設置していません。 正誤表及び訂正した資料をホームページに掲載しております。
21	仕様書 別紙資料編 15ページ	別紙4 消防設備機器明細 宮崎市佐土原西体育館 自動火災報知設備 屋内消火栓箱(8基)について、1基は設置場所を把握していますが、あと7基の設置場所を教えてください。	【訂正事項】 宮崎市佐土原西体育館の屋内消火栓箱の数は、正しくは「1基」です。 正誤表及び訂正した資料をホームページに掲載しております。